

市第24号議案

業務委託代金等請求調停事件についての調停

業務委託代金等請求調停事件について、次のように調停に合意する。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

1 事件名 東京高等裁判所平成25年（ノ）第1号業務委託代金等  
請求調停事件

2 当事者

1 審原告 東京都中央区築地1丁目13番1号  
株式会社アサツーディ・ケイ  
代表取締役 植野伸一

1 審被告 中区尾上町1丁目8番地  
財団法人横浜開港150周年協会  
代表者 理事 小野耕一

1 審被告 横浜市  
代表者  
横浜市長 林 文子

3 調停条項

- (1) 1 審原告及び1 審被告財団法人横浜開港150周年協会（以下「1 審被告協会」という。）は、1 審原告及び1 審被告協会間の平成21年4月1日付け業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）に基づく業務委託代金債務の残額として、1 審被告協会が1 審原告に対し、金481,707,190円及びこれに対する平成23年4月21日から支払済みまでの年3.6パーセントの

割合による遅延損害金の支払義務（以下「本件債務」という。）を負っていることを確認する。

- (2) 1 審被告横浜市は、1 審被告協会から 1 審原告に対し、下記の計算方法（別表参照）により算出した 313,396,553 円が支払われることとなるよう、1 審被告協会固有の資金では不足する分に充当させるため、1 審被告協会に対し、261,316,652 円を補助金として交付することとし、これを平成25年 6 月30日限り、1 審被告協会が上記補助金の交付を受ける目的で開設した専用の預金口座に振り込む方法により支払う。

記

ア 平成22年10月16日時点の本件業務委託契約に基づく業務委託代金債務 632,683,490 円及びこれに対する平成22年10月17日から平成23年 4 月20日まで年 3.6 パーセントの割合による遅延損害金11,606,700円

イ 1 審被告協会による平成23年 4 月20日付内入れ弁済後の業務委託代金債務 481,707,190 円に対する平成23年 4 月21日から平成25年 5 月10日まで年 3.6 パーセントの割合による遅延損害金35,680,600円

ウ 上記ア及びイの合計 679,970,790 円の 7 割相当額

475,979,553 円

（計算式）

$$\begin{aligned} & (632,683,490 \text{ 円} + 11,606,700 \text{ 円} + 35,680,600 \text{ 円}) \times 0.7 \\ & = 475,979,553 \text{ 円} \end{aligned}$$

エ 上記ウから平成23年 4 月20日付内入れ弁済額を控除した残額

313, 396, 553 円

(計算式)

475, 979, 553 円 - 162, 583, 000 円 = 313, 396, 553 円

- (3) 1 審被告協会は、前項の補助金を本調停条項に定めた目的以外に使用することはできない。
- (4) 1 審被告協会は、1 審原告に対し、平成25年 7 月10日限り、1 審被告協会固有の資金から金52, 079, 901円と第 2 項により 1 審被告横浜市から交付を受けた補助金とを合算し、金313, 396, 553 円を 1 審原告が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。
- (5) 1 審原告は、1 審被告協会に対し、前項の金員が支払われたときは、当該入金日をもって、本件債務の残額の支払義務を免除する。
- (6) 1 審原告は、1 審被告協会及び 1 審被告横浜市に対するその余の請求を放棄する。
- (7) 1 審原告、1 審被告協会及び 1 審被告横浜市は、本調停をもって、1 審原告と 1 審被告協会及び 1 審原告と 1 審被告横浜市との間において、本件業務委託契約に関する諸問題が円満に解決されたものとし、本調停条項に定めるもののほか、互いに何らの債権債務が存しないことを確認する。
- (8) 調停費用は、各自の負担とする。

## 別表

本件業務委託契約委託代金総額	A	839,201,490円
平成21年7月31日支払金額	B	206,518,000円
平成22年10月16日委託代金残額	$C = A - B$	632,683,490円
平成23年4月20日内入れ弁済額	D	162,583,000円
平成23年4月20日元本充当額	$E = D - F$	150,976,300円
平成22年10月17日から平成23年4月20日まで 遅延損害金額（186日分）	F	11,606,700円
平成23年4月20日内入れ弁済後委託代金残額	$G = C - E$	481,707,190円
平成23年4月21日から平成25年5月10日まで遅延損害金額（751日分）	H	35,680,600円
7割配当の基本となる債務総額	$I = C + F + H$	679,970,790円

## 提 案 理 由

業務委託代金等請求調停事件について、株式会社アサツーディ・ケイ及び財団法人横浜開港150周年協会と調停に合意したいので提案する。

参 考
-----

## 事件の概要

- 1 平成21年4月から  
平成21年9月まで  

平成21年に横浜開港150周年を迎えた横浜市では、様々な横浜開港150周年記念事業が実施されたが、その1つとして、財団法人横浜開港150周年協会（以下「協会」という。）の主催により、横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」（以下「開国博Y150」という。）が開催された。開国博Y150では、ベイサイドエリアのイベントが平成21年4月28日から同年9月27日まで、ヒルサイドエリアのイベントが同年7月4日から同年9月27日まで開催され、開催期間中の入場者数は、無料会場と有料会場とを合計すると7,166,300人の上った一方、有料会場の入場者数は、目標の5,000,000人に対して1,239,325人とどもった。

その後、開国博Y150に関する協会の収支見込について、入場料収入等が減少した結果、総事業費が約15,700,000,000円と見込まれるのに対し、収入は約13,200,000,000円と見込まれ、約2,500,000,000円の未確定額が発生していることが判明した。
- 2 平成22年7月6日  

協会は、開国博Y150のヒルサイドエリア

のイベントに関する業務を受託した株式会社アサツーディ・ケイ（以下「アサツーディ・ケイ」という。）が支払を求めている委託代金額は概算契約に基づく額であり、未確定である等として、アサツーディ・ケイに対し、債務額を確定すること等を請求して横浜地方裁判所に特定調停の申立てを行った。

- 3 平成 22 年 8 月から平成 22 年 11 月まで 横浜市は、協会とアサツーディ・ケイとの間で行われる特定調停の調停委員会から、利害関係人として参加することが相当であるとの呼出しがあったため、特定調停に参加し、協会及びアサツーディ・ケイとの間で 5 回にわたり話し合いを行った。
- 4 平成 23 年 4 月 28 日 アサツーディ・ケイは、特定調停に合意せず、横浜市及び協会に対し、支払を受けていない 510,095,210 円の委託代金を請求して横浜地方裁判所に訴えを提起した。
- 5 平成 23 年 6 月 7 日 協会は、特定調停を取り下げた。
- 6 平成 23 年 6 月から平成 24 年 10 月まで 横浜市及び協会が応訴し、口頭弁論が進められた。
- 7 平成 24 年 12 月 25 日 横浜地方裁判所は、協会はアサツーディ・ケイに対し、489,445,004 円を支払えとの判決をした。
- 8 平成 24 年 12 月及び平成 25 年 1 月 アサツーディ・ケイ及び協会は、第 1 審

判決を不服として、それぞれ東京高等裁判所に控訴を提起した。

- 9 平成25年3月 横浜市、アサツーディ・ケイ、協会及び東京高等裁判所は、訴訟の進行に関し、2回にわたり協議を行った。
- 10 平成25年3月27日 東京高等裁判所の職権により、本件の訴訟が調停に付された。
- 11 平成25年3月28日 東京高等裁判所から調停条項案が提示された。

#### 地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第11号まで省略）

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分

市第24号

又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

（第13号から第15号まで及び第2項省略）